

災害対策緊急資金

～平成30年台風第21号～

平成30年台風第21号により直接被害を受けた中小企業の皆様を支援するため、災害復旧に必要な資金の円滑な供給を目的とした融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合で、京都府又は京都市が指定する災害等により直接被害を受け、<u>市町村長が発行するり災（被災）の証明を受けた方</u></p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金設備資金 10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可></p>
融資利率	◆年0.9%（固定金利）
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内</p> <p>セーフティネット保証を利用する場合は別枠での利用可</p>
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要<原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫）</p>
実施期間	◆平成30年9月7日から平成31年3月31日まで（予定）

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。